

# 申請の手引き

## 1 対象事業者

令和3年10月・11月・12月のいずれかの売上げが、前年同月又は前々年同月と比較して30%以上減少した、県内で次の事業を営む方

### (1) 酒類を提供する夜間営業の飲食店

※持ち帰り・配達飲食サービス業は除きます。

※夜間営業とは、通常営業で夜9時以降も営業していることをいいます。

### (2) カラオケボックス業

※飲食も提供している事業者に限ります。

### (3) 酒類卸売業

※飲食店に対し、酒類を販売している事業者に限ります。

### (4) 洗濯業（貸しおしぼり業）

※飲食店に対し、おしぼりをレンタル・リースしている事業者に限ります。

### (5) 労働者派遣業（芸妓、コンパニオン等派遣）

※飲食店に対し、芸妓、コンパニオン等を派遣している事業者に限ります。

### (6) 運転代行業

## 2 給付金額

(1) 1事業者あたり 20万円

(2) 県内で複数店舗を経営する事業者又は従業員を6名以上雇用している事業者 30万円

## 3 申請期間

令和4年1月17日（月）～令和4年2月28日（月）消印有効

## 4 対象要件 ※他の給付金等を受給していても受給できます。

- (1) 山形県内に本社又は本店を置く中小企業・小規模事業者又は個人事業主であること
- (2) 「令和3年10月、11月、12月のいずれかの売上げ」が、「令和2年同月の売上げ」又は「令和元年同月の売上げ」に比べて、30%以上減少していること
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していること
- (4) 給付金の受給後も事業を継続する意思があること
- (5) 山形県暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等に該当しないこと

## 5 申請書類及び添付書類

「令和3年度山形県飲食業等緊急支援給付金給付申請書兼実績報告書」は、以下の書類を添付のうえ、記入例を参考に記入してください。

※「給付申請書兼実績報告書」は、給付金特設サイトからダウンロードのうえ、記入してください。

ダウンロードや印刷が難しい場合は、近くの総合支庁や市町村、最寄りの商工会・商工会議所でも様式をお配りしております。

(1) 売上げを比較する月（令和元年10月、11月、12月又は令和2年10月、11月、12月のいずれか）を含む期間の確定申告書（次の①、②又は③を参照）の写し（**税務署の收受日付印があるもの**）

※確定申告書に收受日付印がない事業者は、次の①～③に記載の確定申告書に加え、

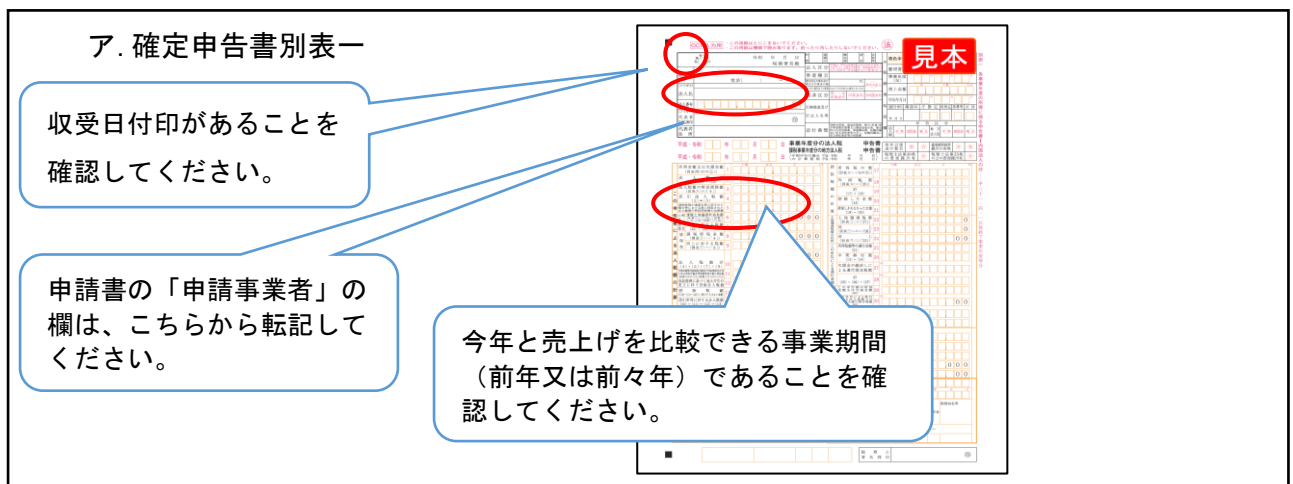
- ・その年度の納税証明書（その2）の写し
  - ・税務署で保管している申告書原本を撮影した写真
  - ・e-Taxで確定申告した場合の、受信通知(メール詳細)の写し  
(受信通知の「種目名」欄が、法人の場合は「法人税及び地方法人税申告書」、個人事業主の場合は「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」となっているもの)
- のいずれかの書類も添付してください。

① 法人の場合（次の両方を添付してください。）

ア.確定申告書別表一の写し

イ.法人事業概況説明書の写し（両面）

ア. 確定申告書別表一



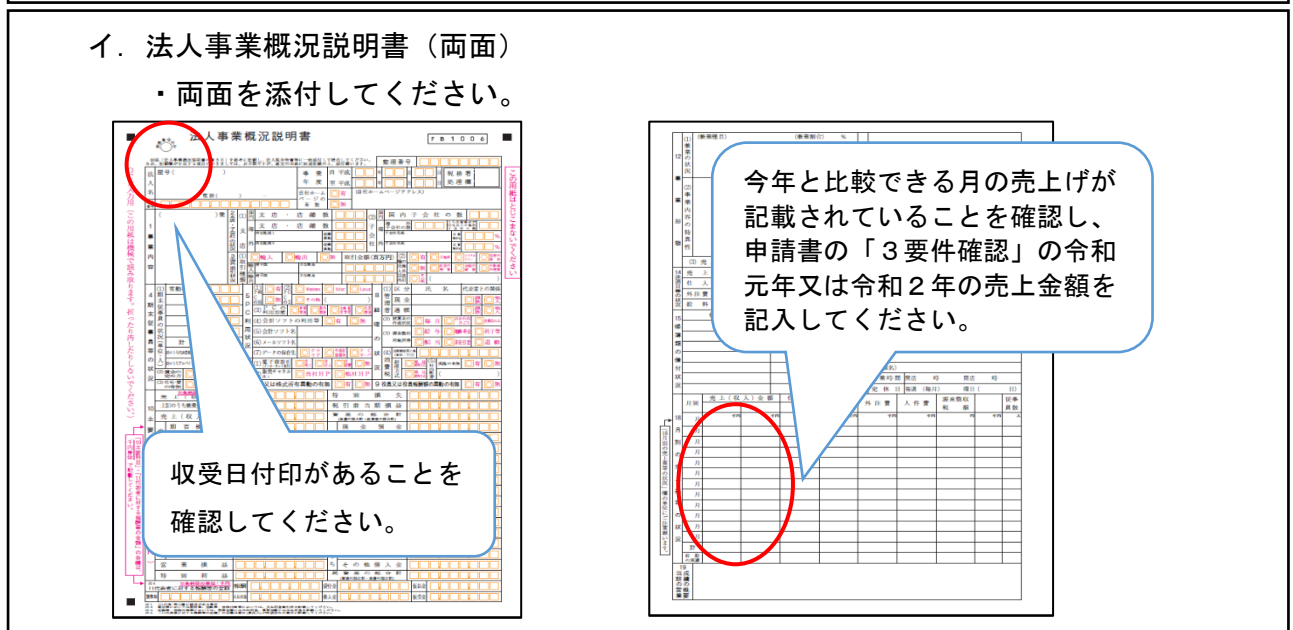
收受日付印があることを確認してください。

申請書の「申請事業者」の欄は、こちらから転記してください。

今年と売上げを比較できる事業期間（前年又は前々年）であることを確認してください。

イ. 法人事業概況説明書（両面）

- ・両面を添付してください。



今年と比較できる月の売上げが記載されていることを確認し、申請書の「3要件確認」の令和元年又は令和2年の売上金額を記入してください。

收受日付印があることを確認してください。

② 個人事業主 **(青色申告)** の場合 (次の両方を添付してください。)

- ア. 確定申告書第一表の写し
- イ. 所得税青色申告決算書の写し (ページ1とページ2)

③ 個人事業主 **(白色申告)** の場合

- ア. 確定申告書第一表の写し

※所得税青色申告決算書が無い場合、又は白色申告の場合は、確定申告書第1表アの金額を12で割った金額を、比較する月(令和元年10月、11月、12月又は令和2年10月、11月、12月分のいずれか)の売上げとしてください。令和2年12月1日までに創業した場合は、創業した月を含む営業月数で割った金額を売上げとしてください。

The diagram illustrates the required documents and their preparation. It is divided into two main sections: '確定申告書第一表' (Tax Return Form) and '所得税青色申告決算書の写し' (Copy of Tax Return Statement). Callouts provide specific instructions:

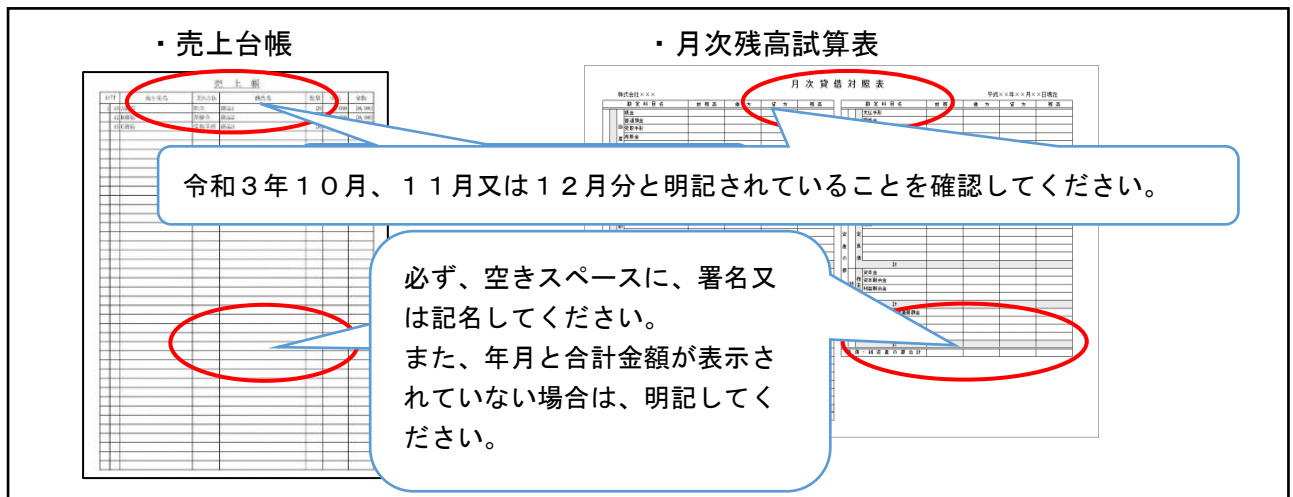
- 確定申告書第一表:** Confirm the tax year (Heisei 3 or Heisei 4). The 'マイナンバー' (My Number) field must be blacked out. The '申請事業者' (Applicant) column should be transcribed from the application. For white tax filers, the amount from '3要件確認' (3 conditions confirmation) should be divided by 12 and used as the sales amount for Heisei 3 or Heisei 4. A receipt stamp must be present.
- 所得税青色申告決算書の写し:** Confirm that sales for Heisei 3 or Heisei 4 (October, November, December) are recorded. The sales amount for Heisei 3 or Heisei 4 should be entered.

(2) 令和3年10月、11月又は12月の売上げが分かる書類

- ・売上台帳、月次残高試算表など、令和2年同月又は令和元年同月と比較して売上げが30%以上減少した月(令和3年10月・11月・12月のいずれかの一月)の売上げが分かる書類

※必ず空きスペースに署名又は記名し、「年月」と「合計金額」を明記してください。

※売上げが0(ゼロ)の場合も必要です。



### (3) 振込先口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る。）

- ・表紙を開いて見開き2ページ分（給付金振込先の通帳の「金融機関名」、「支店名」、「口座の種類」、「口座番号」、「口座名義（カタカナ）」の全てが記載されたページ）の写し

### (4) 申請業種ごとに次に掲げる書類（全て）

- ・申請業種ごと、以下に掲げる書類の写し（複数の書類が記載されている場合は、その全て）

※許可証（免許通知書、確認証、認定証）の写しは、原則として名義人が申請者と同じである必要があります。  
 なお、名義人と申請者が異なっている場合で、合理的な理由がある場合は、「必要書類上の名義人と申請者が異なる場合の申立書（様式はホームページに掲載）」をあわせて添付してください。

#### ① 酒類を提供する夜間営業の飲食店

- 食品衛生許可証の写し（県内の保健所が交付した許可証の写し）  
 ※有効期限が切れていないことを確認してください。
- 酒類を提供していることが分かる書類  
 （例）メニュー表の写しや写真、ホームページを印刷したもの など  
 ※必ず店舗名もあわせて記載されているものを添付してください。
- 通常営業で夜9時以降も営業していることが分かる書類  
 （例）店舗看板の写真、ホームページを印刷したもの、店舗の名刺 など  
 ※必ず店舗名もあわせて記載されているものを添付してください。

#### ② カラオケボックス業

- 食品衛生許可証の写し（県内の保健所が交付した許可証の写し）  
 ※有効期限が切れていないことを確認してください。

#### ③ 酒類卸売業

- 酒類販売業免許通知書（酒類小売業免許通知書又は酒類卸売業免許通知書）の写し（県内の税務署が交付した免許通知書の写し）

#### ④ 洗濯業（貸しおしぼり業）

- クリーニング所確認証の写し（県内の保健所が交付した確認証の写し）

#### ⑤ 労働者派遣業（芸妓、コンパニオン等派遣）

- 飲食店においてサービスを提供していることが分かる書類

(例) 該当するサービス（飲食店に対し、芸妓やコンパニオン等を派遣していること）が掲載されたホームページを印刷したもの など

※必ず店舗名もあわせて記載されているものを添付してください。

## ⑥ 運転代行業

●運転代行業認定証の写し（山形県公安委員会が交付した認定証の写し）

## (5) 申請金額が30万円の場合に必要な書類

※申請金額が20万円の場合は提出不要です。

### ① 県内に対象となる店舗が複数ある事業者

●2店舗分の5(4)に掲げる書類（許可証や認定証等の写し）

### ② 県内の対象となる店舗で従業員を6名以上雇用している事業者

●売上げが30%以上減少した月の末日時点で、従業員を6名以上雇用していることを証する書類

例) 雇用保険の適用事業所台帳ヘッダー2（ハローワーク発行）の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（年金機構発行）の写し、雇用契約書の写し、雇用条件等通知書の写し、源泉徴収票の写し、賃金台帳の写し、出勤簿の写し など

※ 従業員には、会社役員、個人事業主本人又は同居の親族従業員、2カ月以内の短期雇用又は日雇い雇用の従業員は含みません。

## 6 申請方法

新型コロナ感染拡大防止の観点から、以下の郵送先への郵送でのみ受け付けます。

### 【申請書送付先】

〒983-8799 仙台東郵便局留め（宮城県仙台市宮城野区苦竹3-5-1 DNP内）  
「山形県飲食業等緊急支援給付金」事務局宛て

※郵送の際は、封筒に「給付金申請書在中」と朱書きしてください。

## 7 問合せ先（山形県飲食業等緊急支援給付金コールセンター）

電話番号：0570-783-075

受付期間：令和4年1月14日（金）～

受付時間：午前9時～午後6時まで（土日祝日を除く）